



<日本国内>

中国向け精米の輸出手順(指定登録施設に委託する場合) (※各事業者からのヒアリングにより作成)

<中国国内>



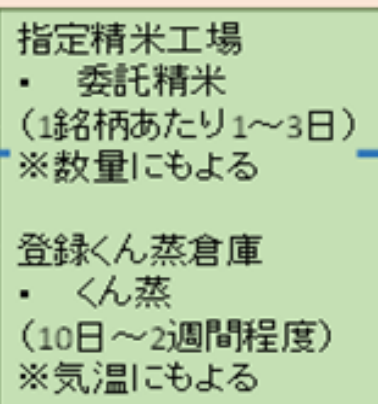
①商談(価格・数量・袋のデザイン・納期など)

①袋の記載内容等の確認(輸入業者を介して中国当局に確認)、商談

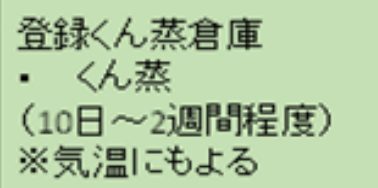


②事前相談
↓
③各種申請・
証明書の発行

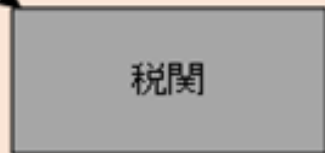
①事前調整



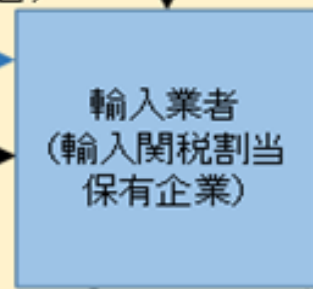
②精米・
くん蒸依頼



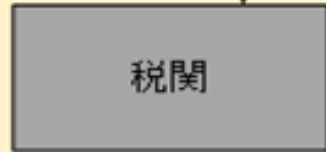
④輸出通関手続き
(3日程度)



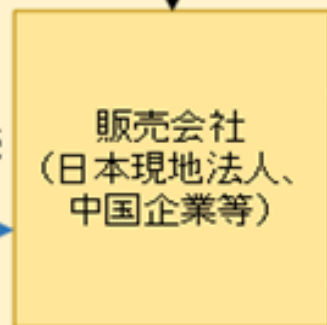
⑤輸出港へ出港
(海上輸送4~7日)



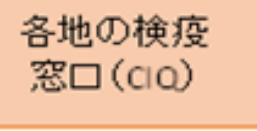
⑥輸入通関手続き
(7~10日)
↓
⑦輸入検査手申請・
証明書発行
(1か月程度)



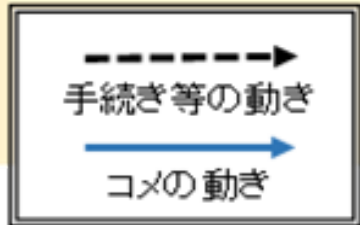
⑧中国国内
での販売



①袋の記載等の確認
(2週間程度)



※複数の流通段階を
経る場合がある



【留意点】

1. これまでの実績事業者の例によると、初めての時は①のプロセスで半年程度を要している事例が多い。
2. 特に、袋の記載内容の確認については、2か月から半年程度の期間を要した事例あり。

< 各種申請に必要な書類等 >

○植物防疫所

< くん蒸の実施にあたって >

- ・ くん蒸計画書

< 植物検疫証明書の発給 >

※必要書類

植物等輸出検査申請書

※検査内容等

- ・ 各包装に中国向けであること等中国語表示があること
- ・ 精米にカツオブシムシ類、土壌、玄米、粳、ぬか、雑草種子及び植物残渣が混入していないこと
- ・ 輸出用コンテナが密閉型であること、検査及び消毒が行われていること

○商工会議所

< 原産地証明書 >

※必要書類

- ・ 証明依頼書
- ・ 生産証明書(産地より入手)
- ・ インボイス(送り状)

○地方農政局

< 輸出届出書提出 >

< 産地証明書 > (※インターネット申請(初めて使用する場合は利用登録に1週間程度要する))

※必要書類等

- ・ B/L(船荷証券)
 - ・ インボイス(送り状)
 - ・ パッキングリスト
- } いずれか
- ・ 生産・加工施設の名称・所在地を確認できる資料
商品ラベルのコピー・写真など
 - ・ 日本国内トレース資料
 - 1) 主な原料の産地が確認できる書類
 - 2) 産地 - 指定精米工場までの輸送証明関連書類
 - 3) 指定精米工場 - くん蒸倉庫 - 出港地 - 入港地までのトレース関連書類

※生産・加工施設、国内トレース資料は「輸出される食品等に関する確認書」でも可

○輸入業者が求める検査書類

< 検査書類 > (※輸入事業者から求めがあれば)

- ・ 例：品質証明、重量証明、包装証明、化学残留物証明、コンテナ衛生証明、年産証明等

○日本輸出通関手続き

※必要書類

- ・輸出申告書
- ・輸出関係他法令の許可・承認証等(他法令該当貨物の場合)
- ・関税定率等の規定により、関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告に際し特定の書類の提出を必要とされている貨物についてはその書類
- ・消費税及び地方消費税を除く内国消費税の輸出免税を受ける貨物については、輸出されたことを証明する申請書等

○中国輸入通関手続き

※必要書類

- ・通関申告書
- ・検査検疫申告書
- ・検査検疫申告委託書
- ・植物検疫証明書
- ・輸入契約書
- ・貨物引換書
- ・輸入関税割当証
- ・パッキングリスト

○各港の検疫窓口(CIQ)

<検査証明書>

※確認内容

- ・目視(ラベル内容、包装状態等)
- ・サンプリング検査(残留農薬等)